

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

都道府県一般廃棄物担当部局 御中

環境省環境再生・資源循環局総務課
容器包装・プラスチック資源循環室
(公 印 省 略)

第 11 期都道府県分別収集促進計画の策定について

平素より資源循環行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項に定める都道府県分別収集促進計画について、3 年ごとの見直しの時期に当たることから、下記のとおり作業いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 概要

法第 9 条第 1 項において、都道府県は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、3 年ごとに、5 年を一期とする都道府県分別収集計画を定めなければならないこととされています。

次期計画は、令和 7 年度に見直しを行い、令和 8 年度を始期とした 5 カ年計画（令和 8 年度～12 年度）になるため、各都道府県におかれましては、3. のスケジュールに従って第 11 期計画の策定をお願いいたします。

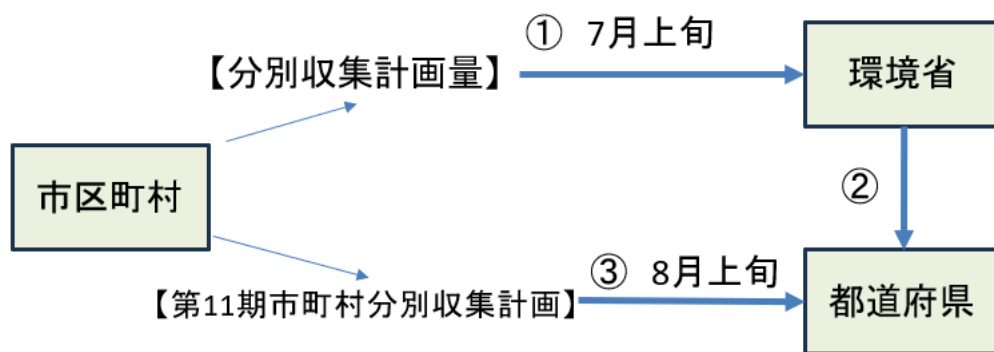
2. 留意点

都道府県分別収集促進計画においては、以前まで市町村別の排出量の見込みを取りまとめていただいていたおりましたが、地方分権改革に関する提案を踏まえ、事務負担の軽減・合理化を図るため、今回から最初に市区町村が分別収集計画量を環境省（環境省が指定する委託業者）へ提出（①）し、環境省で都道府県ごとに取りまとめた物を、都道府県が確認（②）できるようにいたします。

次に市区町村から完成させた第 11 期市町村分別収集計画を都道府県へ提出

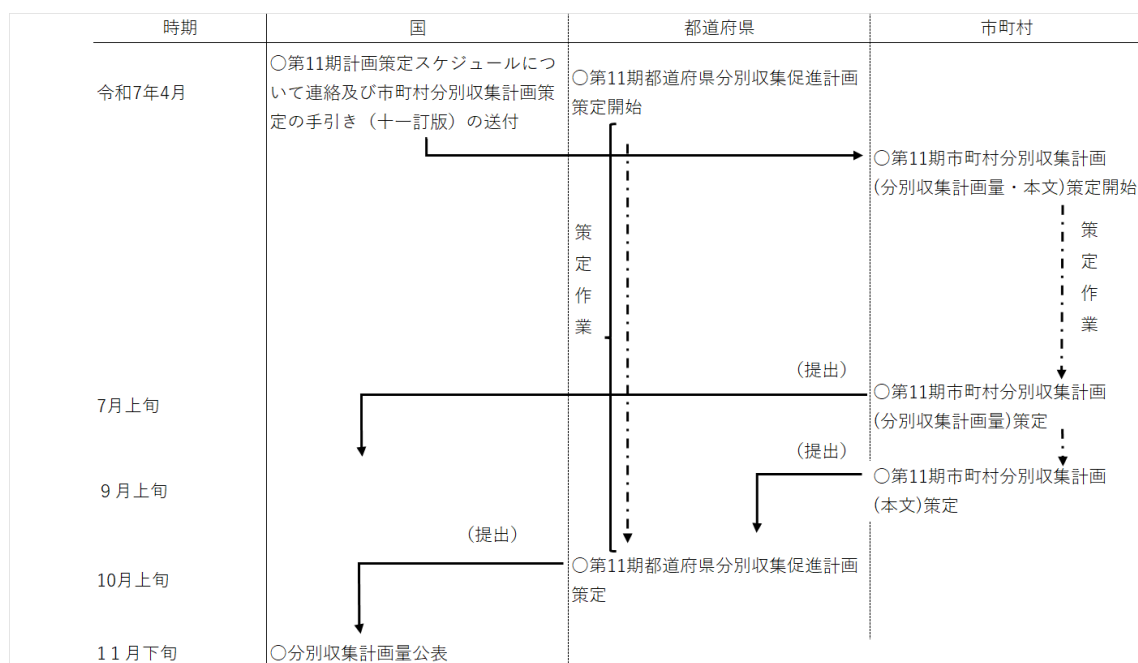
(③) いただきたいと考えています。そのため、策定スケジュールに十分御留意の上、貴都道府県下の各市町村に対し、市町村分別収集計画の提出期限等を御指示いただくようお願いいたします。

※①～③の順番で提出が行なわれます。



また、プラスチック資源循環法が施行され、今後リサイクルを適切に進めていくためには、プラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品（製品プラスチック）の分別収集量も合わせて把握する必要があることから、第11期市町村分別収集計画から製品プラスチックの分別収集量も各市町村で推計し、環境省に提出いただくようお願いすることになりました。詳細につきましては手引きを御参照ください。

3. 想定スケジュール



4. 提出方法

第11期都道府県分別収集計画から、都道府県分別収集促進計画（9条1項）の必須記載事項である市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を合算した量（同条2項1号から3号）については、各市町村から環境省へ直接提出される分別収集計画量を代わりとするため、計画の本文部分のみ提出いただくことで足りることとします。

なお、これまで通り計画量を都道府県分別収集計画に記載することを阻害するものではありません。

第11期都道府県分別収集計画の提出方法や提出期限等の詳細については、令和7年4月頃に環境省から、改めて御連絡させていただきます。

（本件連絡先）

環境省環境再生・資源循環局

総務課容器包装・プラスチック資源循環室

担当：朽網、福武

電話：03(5501)3153

Email: YOURIHOU@env. go. jp